

オートクレーブレンタル利用規約及び料金規定

小型オートクレーブ「ダンデライオン」貸出し利用について

株式会社 羽生田鉄工所

2012年9月1日 改訂版

平素より大変お世話になっております。

現在弊社にて研究開発の目的で幅広くご活用いただいております小型オートクレーブ「ダンデライオン」の貸出し利用につきまして、下記の通り利用規約及び料金規定を設けさせていただきます。本事業はPRを主旨とするものであり非営利目的の事業ではありませんが、皆様に公平にご利用いただくため本規約及び規定を制定することとなりました。今後とも時勢の変化に対応しながらより一層ご愛顧いただけますよう努力して参りますので、ご理解とご了承くださいますようお願い申し上げます。

【はじめに】

本規約及び規定は、弊社（以下、乙）との間で小型オートクレーブ「ダンデライオン」（以下、本装置）の貸出し利用契約を行った方（以下、甲）が、本装置を乙の工場から甲の工場又は施設へ搬入し、長期に渡ってご利用いただくにあたり遵守していただく事項を定めるものです。

【1. 利用規約】

- (1) 原則として甲の工場又は施設への搬入予定日1ヶ月前に甲より乙に連絡をいただくこととする。
- (2) 利用期間は予め相談の上で決定することとし、変更が生じた場合は、甲は乙に速やかにその旨を連絡することとする。
- (3) 乙は、本装置の点検を行い、破損及び故障がある場合は貸出し前までに修復し、利用期間中に本装置に著しく破損が確認された場合は、甲は乙に速やかに連絡した上で乙の指示を仰ぐものとする。
- (4) 利用期間中の乙に起因しない本装置の破損等による修理費は、甲に負担していただくこととする。
- (5) 甲は、乙に無断で本装置の改造を行ってはならない。

【 2 . 料金規定】

- (1) 利用料金 9 , 5 0 0 円/日
 - ・往復の運搬日を含む。
 - ・乙の工場から甲の工場又は施設への往復の運搬費は別途。
- (2) 甲の工場又は施設へ搬入後、原則として乙の作業員が本装置の試運転確認と甲の作業員への取扱い説明を行うこととし、この出張経費は別途甲に負担していただくこととする。
- (3) 利用期間終了後、撤去等で乙が出向した場合は、この出張経費を別途甲に負担していただくこととする。
- (4) 利用期間に変更が生じた場合の利用料金は、日割りにて増減を計算することとする。
- (5) 請求方法並びに支払い方法は、甲と乙がそれぞれに定める社内規定を考慮し、事前に相談の上で決定することとする。